

# 労働条件の遵守を応札者に求める公共調達制度 に関する調査研究

関 健太郎<sup>1</sup>・堀田 昌英<sup>2</sup>・市村 靖光<sup>3</sup>・鈴木 宏幸<sup>4</sup>

<sup>1</sup> 正会員 国土交通省 国土技術政策総合研究所 (〒305-0804 茨城県つくば市旭町1番地)  
E-mail: seki-k263@mlit.go.jp

<sup>2</sup> フェロー会員 東京大学大学院教授 工学系研究科社会基盤学専攻  
(〒113-8656 東京都文京区本郷7-3-1)  
E-mail: horita@g.ecc.u-tokyo.ac.jp

<sup>3</sup> 非会員 国土交通省 国土技術政策総合研究所 (〒305-0804 茨城県つくば市旭町1番地)  
E-mail: ichimura-y92pi@mlit.go.jp

<sup>4</sup> 非会員 国土交通省 国土技術政策総合研究所 (〒305-0804 茨城県つくば市旭町1番地)  
E-mail: suzuki-h92de@mlit.go.jp

1990年代, 競争の制限にはダンピングの危険性を低減させ, 下請業者に対するしわ寄せを抑制する役割があると指摘されていた。業界による談合決別宣言後, ダンピング対策等を含む入札契約制度改革では, 積算基準に依存した価格決定構造が残り, 課題を生じさせている。本研究は, 欧米の公共調達制度について労働条件の遵守の観点からヒアリング・文献調査を実施し, 我が国との制度比較, 考察を行った。調査の結果, 公正な競争環境の確保を意図し, 発注者が受注者に対し労働条件等の遵守を規定する制度により, 労働時間・賃金の支払が適切に実施・管理されていることが分かった。考察の結果, 我が国の積算基準に依存した価格決定構造が残る入札契約制度の改善策として, 発注者が賃金の支払や労働時間の実態を把握することの重要性を示した。

**Key Words:** *working conditions, labor agreement, level playing field, competitive environment*

## 1. 序論

1990年代, 競争の制限にはダンピングの危険性の低減, 下請業者に対するしわ寄せを制限する役割があると指摘されていた。指名競争から一般競争への変更, 談合からの決別にともない, 競争入札は大きく様変わりしたが, 会計法に基づく予定価格, ダンピング対策として低入札価格調査基準又は最低制限価格が設定されていることもあり, 積算基準が価格形成に及ぼす影響の大きさは変わっていないと考えられる。

落札決定し契約を締結した公共工事や業務が, 締結後判明した予定価格(積算)の誤りにより, 契約を解除する事案<sup>2)</sup>が散見される等, 発注者は積算基準に準じた正確な積算が求められるため, 積算に時間を要し<sup>3)</sup>行政コストを増加させている。背景には, 我が国特有の予定価格制度と, 応札価格の価格決定構造において応札者の積算基準類への依存が強く, 応札者が発注者の積算基準を推算し応札価格を決定する価格決定構造<sup>4)</sup>がある。

本研究は我が国特有の予定価格制度を前提とした競争入札において, 応札価格を決定する応札者が, 積算基準類に依存している状況を考慮し, 技能労働者等の処遇改善等に必要なる費用を計上し, 施工の効率化等を考慮した応札価格で応札し, 結果, 落札できる制度, すなわち公正な競争環境の醸成に資する知見を得るため, 欧米の入札における競争環境(公共調達制度)について労働条件の観点からヒアリング・文献調査を実施し, 結果・考察を基に我が国の競争入札における対応策として発注者が賃金の支払や労働時間の実態を把握することの重要性を示すことを目的とする。

本論文の構成は以下の通りである。第1章では, 本研究の背景・目的・構成について述べた。第2章では, 価格決定構造等に関する既往研究について述べる。第3章では, 我が国の入札契約における予定価格制度等について述べる。第4章では, スイス連邦を中心とした欧米における入札参加資格等と賃金の支払についてまとめる。第5章では労働条件の遵守による公正な競争環境を確保

する施策及び、我が国における公正な競争環境の醸成への取組について考察する。第6章では本研究の結論と今後の研究課題を述べる。

## 2. 価格決定構造等に関する既往研究

### (1) 予定価格制度が果たした役割・機能

岩下(1997)<sup>5)</sup>は、1947(昭和22)年に公布された「政府に対する不正手段による支払い請求の防止等に関する法律」により予定価格の設定に当たって、一定の基準に基づいた計算基礎を明らかにしなければならず、予定価格の算定が会計検査の対象となるという結果を生んだとし、戦後の価格統制時代にやむなく採られた方式が、法律の廃止後も予定価格に関する会計法の解釈や運用の枠組みに残り、公共工事の契約額の正当性は、競争入札による市場の価格形成がその拠りどころである筈なのに、発注側で行うコスト計算に根拠を求めるのが一般的な認識となったとの考えを示した。

國島(1995)<sup>6)</sup>は、公共工事システム全体の事実関係を総合的に認識するため、同業・同格・同地域の管理された競争、話し合いによる受注調整、予定価格制度を始めとする7つの視点を示し、競争を制限することの良くない点として、非効率な企業を残存させてしまうこと等を指摘し、一方、良い点すなわち効果として、ダンピングの危険性を低減でき下請業者に対するしわ寄せを制限できる等と整理した。ダンピング受注は、公共工事を施工する者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するために必要となる利潤を確保できない恐れがある等の問題がある<sup>7)</sup>。

### (2) ダンピング入札の増加と対策に関する既往研究

我が国の建設投資額は1992(平成4)年度をピークに減少に転じ、国土交通(建設)省直轄工事における1994(平成6)年度からの一般競争の導入、2001(平成13)年度からの運用拡大、独占禁止法の改正とゼネコン大手4社による談合からの決別宣言により、2005(平成17)年度からいわゆるダンピング入札が増加した。

常山(2007)<sup>8)</sup>は、2005(平成17)年度から2006(平成18)年度の入札結果を整理・分析することにより、入札の動向を把握し、国土交通省が講じたダンピング対策の影響の検証を行い、応札価格が予定価格を中心とした分布から調査基準価格を中心とした分布へ変化していることを明らかにした。

### (3) 価格決定構造等に関する既往研究

木下(2014)<sup>9)</sup>は、海外とは異なる価格決定構造を有する社会システムが、公共工事の健全な競争環境の醸成を妨

げていると指摘し、賃金決定のしくみ、元下関係等、価格に関する商慣習や制度が国内外で大きく異なるが、社会システムの改変にも取り組む必要があるとの考えを示した。岩松ら(2013)<sup>10)</sup>は、アンケート調査を用いて入札者が予定価格と最低制限価格を把握し、自社で施工が可能かを判断して入札価格を決めている場合が多いことを明らかにした。関ら(2019)<sup>4)</sup>は、5,300件を越える入札結果から調査基準価格の算入率の改定が応札に与える影響を明らかにし応札価格の価格決定において応札者の積算基準類への依存が強く、応札者が発注者の積算を推算し応札価格を決定する価格決定構造を示した。鈴木・堀田(2014)<sup>11)</sup>は、オークション理論を用いて予定価格と最低制限価格にダブルバインドされた我が国の公共調達における入札メカニズムの仕組みを明らかにした。

また、海外ではOnsarigoら(2020)<sup>12)</sup>は、オハイオ州の最近の学校建設工事のデータを用いて、デービス・バーコン法が建設コストと入札競争に与える影響を調査し、同法が建設コストを増加させたり、競争を制限したりしていないことを示した研究がある。

### (4) 標準積算の課題と施工プロセスの実態を受発注者が把握・共有する必要性について

國島(2016)<sup>13)</sup>は、日本の公共発注者は、標準設計、標準積算に合致させることを優先させ、標準歩掛等の値が著しいバラツキのある測定結果を一義的な標準値としたことを忘れ、実際の工事現場における労務歩掛は、標準歩掛に合致しないものであることが認識できていないとし、発注者と受注者が、工事現場の詳細な施工プロセスの実態を把握・共有することが小規模な土木一式工事の実情に合った歩掛(物的労働生産性)に基づく積算が実現できるとの考えを示した。

### (5) 既往研究と本研究の位置付け

既往研究には、我が国の入札制度課題や改善についての研究<sup>1)</sup>、一般競争入札の導入、談合決別後のダンピング対策を含む我が国の入札制度の改善策や実態について定量的に分析した研究<sup>4), 8), 9), 10), 11)</sup>がある。本研究は、統一的に最低限の労働条件(賃金)を定めることで、競争入札において不当な手法(賃金を下げる手法)で受注することを防ぎ<sup>14)</sup>、公正な競争を保証<sup>15)</sup>する視点から、スイス等における公共調達制度を調査し、我が国の制度と比較するとともに、改善に向けて考察を行った。

### 3. 我が国の入札契約制度における予定価格制度等

#### (1) 会計法令における予定価格の規定

公共工事の入札の上限拘束である予定価格の規定は、国の発注では会計法第29条の6に、地方自治体の発注では地方自治法第234条第3項に、「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする」と定められている。

予定価格の定め方については、予算決算及び会計令第80条(予定価格の決定方法)第2項にて定められている。これは、予定価格を定める場合のよるべき基準について規定したものであり、この規定だけでは予定価格の適正な算出はできず、契約担当官等が定める基準により予定価格は定められている。契約担当官等により詳細な基準が設けられても、施工現場では同一のケースが当てはまらない場合が多く、詳細な基準の設定だけでは不完全であって、その時々物の物価状況、施工条件、契約数量、歩掛、工法等の要素の適切な判断が求められる。よって、高柳・有川(2014)<sup>16)</sup>は、単に規定の遵守の問題だけでなく、契約担当官等のそれぞれの調査と研究によって適性を期すべき問題であるとの考えを示している。

この見解は、國島(2016)<sup>13)</sup>の「実際の工事現場における労務歩掛は、標準歩掛に合致しないものである」との見解と一致するものである。

#### (2) 品確法における予定価格の規定

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号。以下、品確法)には、基本理念(第3条)に、公共工事の品質の確保の観点から、公共工事等に従事する技術者、技能労働者の賃金等の労働条件等への配慮が定められている。同法第7条には発注者等の責務として、公共工事の担い手の育成・確保のため、受注者が適正な利潤を確保することができる適正な予定価格を定めることが、同法第8条には受注者等の責務として、公共工事等の適正な実施のため、賃金等の労働条件の改善の努力義務が定められている。

#### (3) 積算に用いられる標準歩掛等の特徴

積算に用いられる土木工事標準歩掛は、施工合理化調査を基に、標準的な施工が行われた場合の労務、材料、機械等の規格や所要量を各々の工種ごとに設定したものである。各種施工条件が同一と考えられる場合でも、多くは若干のバラツキを持ったデータ分布となるが、施工合理化調査では標準歩掛は標準的な施工が行われた場合の所要量として、その平均値をもって設定されている。標準歩掛は、あくまでも標準的な施工を想定した予定価格を算出するためのツールであって、実際の施工におい

て労務等が標準歩掛に比べて差があったり、使用機械の機種、規格が異なったりすることは十分に起こりえることを認識することが重要である<sup>17)</sup>とされている。

先述の國島(2016)<sup>13)</sup>、高柳・有川(2014)<sup>16)</sup>の認識や、有識者や建設業界から下記の意見や声が聞かれるのは、標準歩掛が持つその特徴によるものである。

- [1] 発注者の積算基準は過去の実績での平均値であり、個々の現場では、その平均値より小さい値の場合もあれば、大きな値の場合もある<sup>3)</sup>。
- [2] 工事件名を見れば利益を期待できる工事か、赤字が見込まれる工事かの判断は付く。

#### (4) ダンピング対策と積算基準

厳しい財政事情の下、公共投資の減少やその受注をめぐり価格競争の激化により、ダンピング受注等が生じてきた。ダンピング受注の防止対策として、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(2019年10月18日閣議決定)では、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定する等、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用を求めている。

低入札価格調査制度とは、調査基準価格より低い価格の入札に対し、低入札価格調査を実施し、契約の履行が可能かどうかを調査し、可能と判断されなければ排除される制度である。最低制限価格制度とは、最低制限価格より低い入札を排除する制度である。

調査基準価格及び最低制限価格の計算方法は式(1)の通りである。積算基準に基づき積算される、直接工事、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に算入率と呼ばれる定められた係数を掛け算する。

$$\begin{aligned} \text{調査基準価格, 又は, 最低制限価格} = \\ (\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ + \text{現場管理費} \times 0.90 + \text{一般管理費等} \times 0.55) \times 1.1 \quad (1) \end{aligned}$$

#### (5) 賃金に対する取組

国土交通省は、2013(平成25)年度以降継続的に公共工事設計労務単価を引き上げてきており、技能労働者の賃金は2018(平成30)年までの6年間で約18%上昇し他産業と比較しても高い伸び率を示しているものの、製造業と比べ低い水準となっていることから、建設業団体に対し引き続き適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図るよう要請している<sup>18)</sup>。

こうした状況を踏まえ、一般社団法人日本建設業連合会は「労務費見積り尊重宣言」を行い、一次下請企業への見積り依頼時に、適切な労務費(労務賃金)を内訳明示した見積書の提出要請を徹底することにより、更なる賃金引き上げを実現していくとの考えを示している<sup>19)</sup>。

これを受け、国土交通省関東地方整備局は、建設業における労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、関東地方整備局発注工事において、総合評価方式や工事成績評点においてインセンティブを付与するモデル工事を試行することとしており、圏央道利根川橋下部工事において、全国初の試行を実施することとしている<sup>20)</sup>。

一方、公共工事の工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価は、下請契約における労務単価や雇用契約における技能労働者への支払賃金を拘束するものとはなっていない<sup>3)</sup>。

#### 4. スイス連邦を中心とした欧米における入札参加資格等と賃金の支払

スイス連邦（以下、スイス）は、政体が連邦共和制の国である。スイスは山に囲まれ、人々は過去より厳しい自然の中で生活を営んできたといわれている。海に囲まれ災害が多発する国土で社会を築いてきた我が国とは、自然条件等において類似点があると言える。

スイスの人口は 848 万人(日本の 7%)、国土面積は 4.1 万 km<sup>2</sup>(日本の 11%)、建設投資額約 7.8 兆円(日本の 13%)、スイス国内の GDP 比 10%)、建設業の労働者数 32.7 万人(日本の 6.5%)となっている。

一方、1人当たり名目 GDP を比較すると 2018 年のスイスが 82,709 ドルに対し、我が国は 39,089 ドルとなり約 2 倍の差がある<sup>21)</sup>。建設業の 2018 年の GDP<sup>22)</sup>はスイスが 350 億ドルに対し我が国は 2,813 億ドル、労働者 1 人当たりで比較すると、スイスが 107 千ドルに対し我が国は 56 千ドルとなり同じく約 2 倍の差がある。スイスにおける建設業の賃金は、連邦技能証明書 (EFZ) を取得した他産業の労働者の賃金（金属加工業、自動車業、サービス業等）と比較し高い水準にある<sup>23)</sup>。これまでのヒアリングからも、スイス国内における建設業の賃金は、他の産業と比べ高くなっていることが分かっている。一方、労働時間は他産業と比べて短くなっている<sup>24)</sup>。

国土の自然条件等に類似点が見られる一方、1人当たりの名目 GDP、建設業の労働者 1 人当たりの建設業 GDP とともに我が国と比べ約 2 倍高く、スイス国内でも建設業の労働条件は他産業と比べて良好な状況にある。こうした差が生じる背景を明らかにすることは、我が国で生じている様々な課題解決の知見を得るためには有用であると考えられることから、スイスを主な調査対象国に選び、ヒアリング調査・文献調査を実施した。

##### (1) 公共調達に関する連邦法・規則、州法について

スイスでは連邦法が州の法律よりも優先される<sup>25)</sup>。本節では、連邦法と首都ベルンがあるベルン州の州法のそ

れぞれで制定されている、公共調達法における入札手続きについて述べる。

公共調達に関する連邦法 (BöB : Bundesgesetz über das öffentliche Beschaffungswesen) の手続きの原則(第 8 条, 以下 BöB 8)には、下記の規定がある。

- [1] 発注者は、全ての手続きにおいて国内外の入札者を平等に扱わなければならない。(BöB 8.1 a)
- [2] 発注者は、労働安全衛生規則、労働者の労働条件の遵守を保証する入札者のみと契約を行う。(BöB 8.1 b)
- [3] 発注者は、労働安全衛生規則、労働者の労働条件等の遵守状況を監査する、又は、他機関に監査させる権限を持つ。入札者は求められた場合、労働者の労働条件等を遵守している証明書を提出しなければならない。(BöB 8.2)

公共調達に関する連邦法規則 (VöB : Verordnung über das öffentliche Beschaffungswesen) の労働保護規定と労働条件の遵守(VöB 6)には、下記の規定がある。

- [1] 発注者は、受注者が下請業者も含め、労働安全衛生規則、労働者の労働条件等を遵守することを契約書に明記する。(VöB 6.1)
- [2] 発注者は、労働者の労働条件の監査を行うことができる。発注者は、特別立法により設置された監査機関又は他の適切な機関、特に労働協約に基づき設置された共同監査団体に権限を委任することができる。(VöB 6.3)

ベルン州の公共調達法 (ÖBG : Gesetz über das öffentliche Beschaffungswesen) にも同様に下記の規定がある。

- [1] 落札者が契約に反した場合（特に下記の事項を守れなかった場合）は、契約を取り消すことができる。(ÖBG 8.1)
  - ・ 税金や社会保険料を支払っていない。
  - ・ 賃金、男女同一賃金、社会的福利厚生に関して、法律及び業界との労働協約を遵守した労働条件が守られていない。等
- [2] 深刻な違反に対し最大 5 年の入札参加資格を停止する。(ÖBG 8.2)
- [3] 発注者は、下請業者を含めて工事に関わる全ての者が [1] の規定を遵守することを契約で規定し、遵守させなければならない。(ÖBG 9.2)

ベルン州が発注する公共工事では、州法の公共調達の規定により、発注者は労働条件を遵守している企業とのみ契約を行うことを規定されているため、発注者は入札者に対し入札時に労働条件を遵守する企業であることを証明する書類の添付を求めている。このため、入札者は、雇用条件の監査の権限を委譲されている共同監査団体の監査を受け、共同監査団体が発行する労働条件を遵守している企業であることの証明書を添付し、入札を行っている。

表-1 職級に応じた賃金区分と認定条件

賃金区分		認定条件
管理・監督職		
V	職長 Vorarbeiter	SVK が認定した建設技術者学校を修了した者、または、雇用主に管理・監督職を任命された者。
建設専門職		
Q	訓練を受けた建設専門職 Geleimte Bau-Facharbeiter	壁工（躯体工）、交通系施設工（道路工等）等の熟練した建設労働者で、SVK が認めた専門証明書(連邦能力証明書(EFZ)または同等の外国の能力証明書)を持ち、建設現場で3年以上勤務したことがある者（職業訓練期間を含む）。
A	建設専門職 Bau-Facharbeiter	EBA（連邦職業証明）建設研修生あるいはEBA 交通系施設工研修生として2年間の研修を修了した者。 又は、職業証明書は有していないが下記のいずれかの条件に該当する者： 1. SVK が認定したコース受講証を有している。 2. SVK によって賃金区分 Q には相当しないとされた外国の能力証明書を有している。等
建設作業員		
B	経験を持つ建設作業員	専門知識を有するが、専門認定を受けていない作業員。保有技術に基づき雇用主より昇給を認められた者、かつ分類 C 作業工としての最低3年間(正規雇用36ヶ月)の経験を要する。 新規雇用の場合上記経験に加えて1年間の社内経験を問うてもよい。 技術不足の場合、専門委員会に通知の上、上記経験後にも昇格を拒否することが可能。
C	建設作業員	専門知識を有さない作業員

(2) 全国建設労働協約について

スイスには法律に基づく最低賃金制度はないが、スイス全国建設労働協約(LMV : Landesmantelvertrag für das schweizerische Bauhauptgewerbe)<sup>26)</sup>に基づき、職業資格の有無や経験により最低賃金が定められている。労働協約とは、労働組合と使用者が団体交渉等を通じて労働条件等について合意した内容について締結したものである。

日本において、労働協約は、法律（強行法規）、就業規則、労働契約と合わせて労働契約上の権利義務を発生させる根拠となる法源とされている<sup>27)</sup>。労働協約には、規範的効力と債務的効力が認められる。規範的効力とは、労働協約の定める労働条件等の基準に反する労働契約の部分を無効とし、無効となった契約部分を補う効力である。債務的効力とは、通常の契約と同様に債権債務としての効力であり、労働協約の締結当事者である労働組合

と使用者（団体）との間に認められるものである。

LMV は、雇用者側を代表するスイス建設業協会(SBV : Schweizerischer Baumeisterverband) とスイスの代表的な労働組合である UNIA (Gewerkschaft Unia) 及び SYNA (Gewerkschaft Unia) の間で合意された労働協約で、スイスにおける建設業の労働条件を定める基本となっている。LMV の編集及び発行の手続きは、LMV の契約当事者である SBV, UNIS, SYNA の代表により構成されるスイス建設業共同実行委員会<sup>28)</sup> (SVK : Schweizerische Paritätische Vollzugskommission Bauhauptgewerbe) が、労使関係に中立な立場で行っている。

LMV は連邦議会で議決されることで、労働協約の効力を締結当事者以外の者にも広く適用させる拘束力を持つ、一般的拘束力宣言 (Allgemeinverbindlicherklärung) が行われている。一般的拘束力宣言は、同じ業界の企業のために統一的な最低労働条件を規定し、企業が労働条件を下げることで不当に受注機会を得ることを防ぐことを目的としている。一般的拘束力宣言により、スイス国内において建設会社が建設労働者を雇用する場合、LMV が規定する労働条件を遵守することが義務付けられることになる。LMV は2年間有効となり、最近では2019年2月6日に一般的拘束力宣言がなされている。

スイスにおいて、雇用者と労働者が決めた LMV を連邦議会にて一般的拘束力宣言の承認がなされるのには二つの理由がある。一つは、組合へ非加盟の労働者の雇用条件を守るためであり、二つは、外国籍の建設企業が参入する場合にも適用させるためである。スイスの建設業では、LMV が一般的拘束力宣言されているため、労働条件を遵守するには、LMV の遵守が必要となる。

なお、連邦法・規則では、外国企業も国内企業と同様に平等に扱うことを原則としているが、スイス国内の労働条件（労働者と雇用者間で結ばれる労働協約）を遵守する企業とのみ契約する制度となっているため、外国企業が自国等から賃金の安い労働者を連れて来ても、発注者と契約するにはスイス国内の労働条件の遵守（協約で規定された賃金を支払う）が求められているため、実質的な参入規制となっている。

(3) 一般的拘束力宣言が統一的に規定する労働条件

スイスでは労使交渉により決定される労働協約である LMV により労働条件として建設労働者の最低賃金（諸手当等含む）、賃金の支払、年間労働時間（残業時間を含む）、超過勤務の労働時間・手当の扱い、休暇、病気・事故時の保険、継続教育等が規定されている。2019年2月6日に一般的拘束力宣言された LMV に規定されている職級に応じた最低賃金の賃金区分と認定条件は表-1、職級に応じた最低賃金は表-2の通りである。表-2の賃金は、被雇用者が雇用者に対して最低賃金として請求

表-2 職級に応じた賃金水準(2020年1月1日より適用)

単位: CHF	V		Q		A		B		C	
	月給	時給	月給	時給	月給	時給	月給	時給	月給	時給
Rot(赤)	6,497	36.90	5,793	32.90	5,584	31.70	5,272	29.95	4,708	26.75
Blau(青)	6,240	35.45	5,713	32.45	5,508	31.30	5,138	29.20	4,637	26.35
Grün(緑)	5,982	34.00	5,638	32.05	5,433	30.85	5,003	28.40	4,573	25.95

ICHF : 約 115 円 (2020年9月)

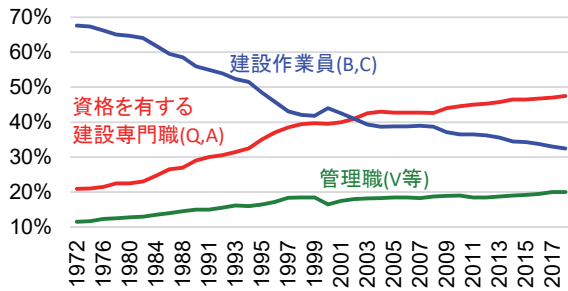


図-1 工事現場における資格割合<sup>29)</sup>

できる賃金を示す。賃金区分は、単純労働者として働く建設作業員 (B, C), 職業教育を受けて資格を取得し働く建設専門職 (Q, A), 及び更に職業教育と資格を得て 5 人位の建設作業員や建設専門職を取りまとめる管理・監督職 (V) と取得している資格により分かれています。我が国では、こうした被雇用者が雇用者に請求できる全国共通の賃金区分、認定条件は、確認できていない。

職級に応じた最低賃金(表-2)は、スイス国内を都市部(赤)、農村部(青)、山岳部(緑)の3つに分け、設定されている。

保険・年金制度が異なる我が国の賃金と単純に比較はできないが、経験がなく資格を持たない建設作業員(C)を都市部で雇用した場合、最低賃金は月給で4,708フラン(約52万円)を払わなくてはならない。連邦政府等の認定を受けた有資格者(Q)は5,793フラン(約64万円)となっている。これは他産業で連邦能力証明書を取得した労働者賃金(金属加工業、自動車業、サービス業等)と比較し高い水準にある<sup>30)</sup>。現地ヒアリング及びスイス建設業協会年報によると、通常この賃金水準よりも高い賃金が支払われている。

表-1, 2 の賃金表に記載されない現場代理人級の職種(ポリヤー)等の上級職は、それぞれが所属する組合があり、所属する組合の中で別途最低賃金表が作成されている。

建設業の従事者における資格割合を図-1に示す。1970年代には約7割を占めていた建設作業員(B,C)の割合は、現在では約3割に低下し、資格を有する建設専門職(A,Q)の割合は約2割から約5割、管理職(V等)の割合は約1割から約2割と増加していることから、スイスの建設業では建設作業員の割合が減り、資格を有する建設専門職、

表-3 ベルン建設業共同職業委員会(PBKBE)の概要

1. 組織体制幹部は8名(地元建設業協会4名, UNIA3名, SYNA1名)で、原籍の仕事と兼務。別途、事務局として2名の職員がおり、監査の調整等を行う。
2. 監査自体は外部委託(公認会計士等)で行っている。
3. PBKBEの監査権限は、連邦評議会での決議により、PBKBEはLMVを執行する委託を受けていることが根拠となる。
4. PBKBEの活動内容は、労働協約への遵守の監査を中心に、人事問題の助言、ホームページの運営、会員に対する情報・啓蒙活動等。
5. 監査の対象と頻度は、会員600社の監査を実施。通常企業は5年毎に監査を受ける。労働者等から不正の指摘があった際には別途監査が行われる。
6. 監査の内容は、企業の経理・会計資料、賃金支払簿、工事日報等、あらゆる書類が対象となり調べている。
7. 監査で不正が見つかった場合、最低15,000スイスフランの罰金(監査費用への補填等)が命じられる。
8. ベルン州にはPBKBE(州内最大)を含め3つの監査組織がある。それぞれの組織は地域で担当する会社が決まる。

管理職の割合が増える傾向がある。スイスでは日本のように技術者・技能者の区別はなく、図-1は、建設業の従事者全体の割合を示している。また、スイスの建設業の従事者数は、2000年以降増加傾向にあり、2020年は33.4万人(1999年より6.7万人増)となっている<sup>31)</sup>。

(4) 労働協約の履行状況の確認について

a) 監査組織について

発注者が、BöB8.1 bに基づき、労働者の労働条件等を遵守している入札者と契約を行うため、BöB8.2及びVöB6.3に基づき、入札者に対して労働者の労働条件等を遵守していることを証明する証明書の提出を入札時に求めている。このため、建設会社が公共工事に入札するには、LMVを遵守している建設会社であることを証明する証明書(Bestätigung Einhaltung LMV. 以下、証明書)が必要となる。

ベルン州では証明書は、雇用条件の監査の権限を委譲

されている雇用者と被雇用者の双方によって組織されたベルン建設業共同職業委員会(PBKBE : Paritätische Berufskommissionen für das Bauhauptgewerbe Bem)によって発行される。ベルン建設業共同職業委員会の概要を表-3に示す。共同職業委員会は、LMV の実施を責務としており、入札を希望する建設会社の工事日報や賃金明細等から実際の労働時間・賃金・社会保険の支払い等を確認し、入札を希望する建設会社が労働協約に定められた労働条件の遵守(賃金の支払等)を確認し、証明書を発行している。

#### b) 工事日報について

建設会社が適切に賃金を支払うためには、技術者・技能労働者の労働時間を正確に把握する必要がある。スイスではその方法として工事日報が活用されており、LMV が遵守されていることを証明する証拠書類にもなる。工事日報の作成方法、保管、書式についてスイス技術者・建築家協会(SIA : Schweizerische Ingenieur- und Architektenverein)がガイドラインを示しているが、特に発注者が指定するものではなく、建設会社が使用を選択するソフトやシステムの書式に準じている。JV によるプロジェクト工事でも、プロジェクト共通の書式ではなく、各社が使い慣れた独自の書式を用いて作成を行っている。記載内容は、技術者・技能労働者の氏名と15~30分ごとの作業内容とともに、資材・機械の使用状況や外注内容が記載されている。

以前は全て手書きで行っていたが、近年ではソフト会社が販売するシステムをもとにタブレット型の端末を用いることで日報の作成の作業効率を上げている。日報は、職長から提出されるデータに基づきグループリーダーの社員(ポリヤー)が作成する。15人の労働者の日報作成に要する時間は現場やポリヤーによって異なるが概ね15分~30分程度であり、毎日仕事中に記入し、時間がない場合は翌日に記載することもあるという。工事日報の作成方法はポリヤーになるための継続教育において指導される。

建設会社は労働条件の遵守やその証明以外にも、日報のデータを集計し、次回以降の見積もりの参考としたり、工事計画の策定においても活用している。

#### (5) 応札価格の算出方法等について

スイスで実施したヒアリング調査では、建設会社の経営者、現場の所長から応札価格の算出方法について以下の発言があった。

- [1] 全ての会社が決められた最低賃金を支払わないとしないので、人件費のダンピングはできない。
- [2] 工事を完工させるために必要な人数、作業時間を過去の施工実績に基づき計算し、応札金額を決めている。必要とされる人件費を計算しないと応札金額は

出せない。

- [3] 応札額の算出は、人件費、材料費、管理費・外注経費、輸送費を基本として検討する。人件費には、現場作業員の賃金の他、本社機能に関する人件費(役員報酬等含む)、保健等会社が負担する費用(間接費)も含まれている。人件費が工事費の約7割近くを占める。会社としては、実際に掛かる材料費、人件費を確実に把握している。応札において最終的な決定力となるのは、作業時間の差(人件費)である。応札において、材料と機械の価格は各社あまり変わらず、機械の配置や施工手順・段取といった現場のマネジメントの差が作業時間、人件費の差となり、結果として応札価格の差となる。
- [4] 工事現場の責任者として、決められた費用以内での完工よりも、工事現場に割り当たられた現場で働く労働者の総労働時間以内で完工することに注力している。

スイスでは、LMV に基づき建設会社は、決められた最低賃金以上の賃金を支払うことが義務付けられているため、賃金を最低賃金以下にすることができず、所定の賃金を支払わなければ、将来、入札する資格を失う制度となっている。ヒアリング調査の結果はスイスの公共調達制度と整合が取れている。

文献調査・ヒアリング調査の結果、スイスでは人件費を確実に支払うことが求められており、応札金額の算出では施工計画を立て完工に必要な施工時間を把握していること、施工では完工までに掛かる労働時間の管理に注力していること、また、価格競争において競争力を増すためには施工時間の短縮が必要となり、施工時間の短縮を目的とした、例えば治具や輸送用パレットを活用した資材運搬の効率化等を始めとする様々な工夫を行うインセンティブが存在することが分かった。

#### (6) 欧米諸国の公共調達制度における労働条件の規定

##### a) EU 指令における規定

EU加盟国はそれぞれの国内法によってEU指令を実行することが求められている。EU指令(EU公共調達指令2014)は、総則として加盟国に対し、「経済事業者が、公的機関による契約の履行において、連合法、国内法、労働協約が定める又はAnnex Xに記載する国際的な環境、社会及び労働に関する法規定で定める環境、社会及び労働法の分野で該当する義務に確実に適合するように適切な措置をとる」(第18条(調達の原則2項))ことを求めている。

異常に安価な入札に対しては、「入札が工事、供給品又はサービスに比して異常に低いと思われる場合、契約当局は、入札書で提案している価格又はコストを説明するように経済事業者に要求しなければならない。」(第

69条第1項)とし、同条第2項において労働協約を含む同指令第18条2項の義務の遵守を求めている。

こうした政策の背景には、労働者の賃金を保護するとともにソーシャル・ダンピングを回避し、企業に公平な競争の場を提供することが意図されている<sup>32)</sup>。

**b) フランスにおける規定**

フランスの公共調達法典(CMP)2016年には、工事の入札額が異常に安価であると思われる場合、入札書で提案された価格または費用を正当化することを入札業者に要求することができ(第60条第1項)、「フランスの法律、欧州連合の法律、労働協約によって、あるいはフランス共和国の官報に掲載されたリストに記載された環境法、社会法及び労働法に関する国際規定によって定められた環境法、社会法及び労働法の分野で適用される義務に違反しており、入札書が異常に安価であることが明らかな場合」は、入札者を拒否することができる(第60条第2項)規定がある。

**c) イギリスにおける規定**

イギリスの公共契約規則 2015年では、第56条において「契約当局は、最も経済的に有利な入札書を提出した経済事業者であっても、当該入札書がEU法、国内法、労働協約により定められる又はAnnex Xに掲載する国際的な環境、社会及び労働法規定で定められる環境、社会及び労働の法分野において、随時修正される公共契約指令に対する該当する義務に適合しないことが確定した場合、その入札者に落札しない決定をすることがある。」としている。

**d) 米国における規定<sup>33)</sup>**

デービス・ペーコン法(以下D・B法)は、2,000ドル以上の連邦政府の補助金が投入される公共工事を受注する建設会社に対し、建設会社が公共工事を請け負った当該地区の基準賃金(prevaling wage)以上の賃金等を建設技能労働者に支払うことを義務づけている。同法は連邦労働省が、地域の基準賃金を定めることを規定している。

**5. 考察**

**(1) 労働条件の遵守による公正な競争環境を確保する施策について**

スイス、米国、我が国の公共調達に関連する法律におけるa)労働条件の設定である、入札・契約における賃金の規定、最低賃金等の決定方法、及び、b)労働条件の遵守の確認である、賃金支払等の確認方法について表4に示す。

**a) 労働条件の設定**

スイスでは、発注者を含む行政が基準賃金や最低賃金を規定せず、労使間交渉により労働条件が交渉され、労使間交渉の結果であるLMVを連邦議会で一般的拘束力宣言することで最低賃金が決定される。BöB等により一般的拘束力宣言されたLMVに基づく雇用条件を受注者に遵守させる公共調達制度となっている。

米国は、D・B法に基づき、連邦労働省が基準賃金を規定し、発注者が契約により受注者へ基準賃金の支払を義務付ける公共調達制度となっている<sup>33)</sup>。

一方、我が国の公共調達関連法規では、一部の地方自治体における公契約条例を除き建設業を対象とした最低賃金等に関する規定はなく、品確法において中長期的な技術的能力の確保が位置付けられており、労働条件の遵守等が努力義務として規定されている。

**b) 労働条件の遵守の確認**

スイスは、労働時間・賃金支払等の労働条件の遵守の確認は、BöB等に基づき雇用条件の監査を実施する機関(監査組織)へ権限を委譲することが可能となっている。調査を実施したベルン州では、監査組織である共同職業委員会が労働条件の遵守の確認を実施している。

米国は、発注者自らが受注者の労働条件の遵守状況を確認することにより、発注者が積極的に関与し労働条件を遵守させる公共調達制度となっている<sup>33)</sup>。

一方、我が国の公共調達関連法規等では、労務費調査の

表4 公共調達に関連する法律における労働条件の設定及び遵守の確認に関する規定

		スイス	米国	日本
労働条件の設定	関連する法律	公共調達に関する連邦法(BöB)等	デービス・ペーコン法(D・B法)	会計法 公共工事の品質確保の促進に関する法律
	入札・契約における賃金の規定	労働条件(労働協約)の遵守が入札条件	基準賃金以上の賃金の支払を義務づけ	労働条件の向上(努力義務)
	最低賃金等の決定方法	労使間交渉により労働協約を締結。労働協約は統一的に拘束力を持つ規定とされる(一般的拘束力宣言)。	連邦労働省が調査に基づき決定	規定なし
遵守の確認	賃金支払の確認方法	適切な他の機関へ監査権限を委譲し、実施	発注者	規定なし



協力要請以外、これまで発注者が賃金の支払いを確認する規定はなく、2020（令和2）年1月に策定された指針<sup>34</sup>において始めて、下請業者への賃金の支払等の実態を把握する様に努める方針が示された。

### c) 労働条件の遵守が確保する公正な競争環境

スイス、米国の文献調査・ヒアリング調査から、a) 労働条件の設定である、入札・契約における賃金の規定、最低賃金等の決定、b) 労働条件の遵守の確認である、労働時間・賃金支払の確認方法が確立されていることにより、競争入札においても労働条件が遵守されていることが分かった。労働条件を設定する要である最低賃金の決定方法は、労使間で決定する方法と行政が決定する方法があること、労働条件の遵守を確認する要である労働時間・賃金の支払の確認方法は、監査組織が確認する方法と発注者が確認する方法があることが分かった。

この2つの要素により形作られた労働条件の遵守が確保する公正な競争環境について考察する。労務費についてモデル的に式(2)で示す。

$$\text{労務費} = \frac{\text{賃金}}{\text{時間}} \times \text{総労働時間} = \frac{\text{賃金}}{\text{時間}} \times \frac{1}{\text{歩掛}} \times \text{施工量} \quad (2)$$

総労働時間は受注した工事を完工させるために必要な作業時間を、歩掛は単位時間当たりの施工量すなわち物の労働生産性を示す。式(2)から、契約変更による施工量の変更がない場合、労務費を下げるには単位時間当たりの賃金（賃金/時間）を下げ、単位時間当たりの施工量を増やす（歩掛を上げる）必要がある。

労働条件の遵守により、単位時間当たりの賃金を下げることができない競争環境において、労務費を下げるには単位時間当たりの施工量を上げることが、労務費の削減に繋がる。この結果、手抜き工事や安全対策の不徹底等の不適切な施工の防止が可能で、材料費・機械経費や元請会社が得る利益に大きな差が無い場合、単位時間当たりの施工量（物的労働生産性）が大きい施工会社が、競争入札において作業時間を削減し労務費を下げる事が可能となることから、価格競争において有利な（安い価格での）応札が可能となる。不適切な施工は検査等により防止が可能であり、材料・機械は労働に比べ価格の引き下げ圧力を受けにくい傾向があり、一般的に元請会社は利益が出せない場合、企業としての継続が困難となる。こうしたことから、物的労働生産性の高い施工会社が工事を受注するという、労働条件の遵守により、物的労働生産性の高さを競う公正な競争がおこなわれる建設生産システムを構築していると考えられる。

欧州の労働組合の主要な組織形態は、産業別組合であり、企業横断的な賃金・労働時間等の最低労働条件を設

定する活動を行うものであり<sup>35</sup>、企業間競争に対して最低賃金や最長労働時間の設定といった公正な競争条件を設定する機能を持つ<sup>36</sup>との指摘がある。

文献調査を行ったフランス、イギリスでも、労働協約や労働法の遵守を入札者に求めていること、また、EU指令で、異常に安価な入札対策として労働協約の遵守を求めていることから、欧州では広く労働法・労働協約の遵守、すなわち、労働条件の遵守を入札者に求める公共調達制度を持っていると思われる。

## (2) 労働条件の遵守による公正な競争環境の醸成への取組について

欧米では過去からの経緯により培われた労働条件の遵守により、建設労働者の処遇改善等とともに公正な競争環境を確保する意図を持った政策が展開されていると考えられる。一方、我が国では、指名競争から一般競争入札への制度変更等によりダンピングの防止が重要となったが、そこで生じている課題や、担い手確保の重要性、品確法第8条に受注者等の責務として賃金等の労働条件の改善の努力義務が定められていることを考えると、現行のダンピング対策と合わせた新たな工夫も必要といえる。欧米での競争入札における公正な競争環境を確保する施策を参考に、我が国において、労働条件の遵守による公正な競争を促す方法も工夫における選択肢の一つとして検討するに値すると考えられる。

労働条件の遵守による公正な競争環境の醸成には、労働条件の設定と労働条件の遵守の確認の2つの重要な要素がある。しかし、労働条件の設定の要である最低賃金に関して、政府は国会において、「国や地方公共団体が発注する契約において適正な賃金を確保することは重要な課題である一方で、賃金等の労働条件は、労働基準法等の関係法令に反しない限りにおいて、労使が自主的に決定するとされている」<sup>37</sup>という考え方を示している。

担い手確保の重要性、品質確保の観点から品確法第8条に受注者等の責務として賃金等の労働条件の改善の努力義務が定められていることを踏まえると、労働条件の設定についての議論は重要であり、入札契約制度への活用を検討するためにも、賃金の支払実態等の把握が重要と考えられることから、まずは労働条件の確認をする方法を確立することが重要と考えられる。

労働条件の遵守の確認には、施工中の賃金の支払状況等を把握、すなわち施工中における労働時間と支払賃金の把握が必要となる。2020（令和2）年1月に公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議は「発注者は、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める」との方針を示した。これまでも工事発注者は積算に必要な賃金・施工歩掛を把握するための調査協力要請はしているが、工事発

注者として発注した工事について賃金の支払いや労働時間を把握することを方針として明記されたのは今回が初めてであり、これまでの我が国における取組を考えると画期的な大きな一歩といえる。労働条件の遵守を確認するためには、労働時間・賃金支払状況の把握が必要となることから、この方針を着実に進めることが重要と考えられる。

賃金の支払状況の把握には、毎年実施されている労務費調査を簡素化した方法や、公契約条例実施自治体における労務賃金の確認方法が参考になると思われる。また、労働時間の把握には、施工時間をインターネット上で記録する工事日報入力システムの試行の取組<sup>39)</sup>がある。こうした取組が容易に活用できるよう改善させるとともに、普及させる取組が重要と考えられる。

労働時間・賃金支払の状況把握が定着された後、応札者が施工計画に基づき施工時間を考慮した応札価格で応札することが求められる。現在実施されている「労務費見積り尊重宣言」とこの取組にインセンティブを付与する「労務費見積り宣言」促進モデル工事の試行を広く普及させることで、応札者に対し下請会社からの見積りを考慮した応札価格の決定を促すことに繋がると思われる。現行の促進モデル工事では、総合評価方式における技術評価にて、「労務費見積り宣言」の確認、見積書に労務費を内訳明示する旨を記載した誓約書の確認ができれば加点している。また、工事成績評定にて、見積書に加え注文書に労務費が内訳明示されている場合、加点している。こうした労務費見積り宣言を促進させる取組を更に広く普及させるとともに、労働時間・賃金支払と見積書の整合性を確認することが、公正な競争環境の醸成に向けた第一歩として重要と考えられる。

## 6. 本研究の結論と今後の研究課題

本研究は、欧米諸国の公共工事における、労働条件の遵守すなわち労働時間に基づく確実な賃金の支払が、施工計画に基づく応札価格を決定し、公正な競争環境を確保し、結果、物的労働生産性の高い建設生産システムを構築する思想があることを示した。これは、我が国の公共工事におけるダンピングの危険性の低減、下請け業者に対するしわ寄せの制限の役割が、競争を制限しつつもその弊害を最小限に抑えるシステムから低入札価格調査制度等へ移ったが、積算基準が応札価格の価格決定に与える影響の大きさに変わりがない我が国の価格に対する考え方とは大きく異なる。

欧米における公正な競争環境の醸成には、労働条件の設定と労働条件の遵守の確認の2つの重要な要素があり、労働条件の設定の要である最低賃金の決定には、労使間

で決定する方法と行政が決定する方法があること、労働条件の遵守の確認には、監査組織が確認する方法と発注者が確認する方法があることが分かった。

今後の我が国における取組として、公正な競争環境の醸成に重要な要素の1つである労働条件の設定の検討を行うためにも、労働条件の遵守の確認に必要な労働時間・支払賃金の把握が重要であることを示した。

今後の課題としては、労働時間・支払賃金の実態を把握・確認する具体的な方法を研究し、研究結果を基に実施し実態を考慮した労働条件の設定の議論が考えられる。

**謝辞:** 本研究は、國島正彦東京大学名誉教授が15年近くに渡るスイスでの調査結果と調査に伴い築き上げてこられた人脈により得られた知見なしには成り立たなかったと思います。これまでの御尽力に敬意とともに謝意を示します。

## 参考文献

- 1) 國島正彦：公共工事システムの将来像，会計検査研究，No.12，1995.
- 2) 千葉県県土整備部県土整備政策課，河川整備課：県土整備部発注工事における契約解除について，報道資料，2019.11.29.
- 3) 土木学会建設マネジメント委員会公共工事発注者のあり方研究小委員会：公共工事発注者のあり方研究小委員会報告書，土木学会，2016.10.
- 4) 関健太郎，堀田昌英，北見裕二，伊沢友宏，杉山泰啓：積算基準類が応札価格の価格形成に与える影響に関する考察，土木学会論文集 F4（建設マネジメント），Vol.75，No.2，pp. I\_212-I\_224，2019.
- 5) 岩下秀男：日本のゼネコン—その歴史といま—，pp. 131-132，相模書房，1997.
- 6) 岩下秀男：編集あとがき，建設原価計算と法律 171号，pp. 137，大成出版社，2001.
- 7) 閣議決定：公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針，2019.10.18.
- 8) 常山修治：緊急公共工物品質確保対策による端的な低価格入札の抑止効果と今後の入札制度に関する考察，建設マネジメント研究論文集，Vol. 14，pp. 277-288，2007.
- 9) 木下誠也：国際比較によるわが国建設産業の疲弊要因に関する研究，土木学会論文集 F4（建設マネジメント），Vol.70，No.4，2014.
- 10) 岩松準，森本恵美，滑川達，遠藤和義：建設企業の入札行動に係る意識の調査分析，土木学会論文集 F4（建設マネジメント），Vol.69，No.1，pp. 62-74，2013.
- 11) 鈴木貴大，堀田昌英：公共調達における最低制限価格引き上げの理論的帰結：不連続な均衡解をもたらす技術優位性の均質化，土木学会論文集 F4（建設マネジメント），Vol.70，No.1，pp. 11-24，2014.
- 12) Onsarigo, L., Duncan, K. and Atalah, A.: The effect of prevailing wages on building costs, bid competition, and bidder behaviour: evidence from Ohio school construction, *Construction Management and Economics*, Vol. 38, 2020.

- 13) 國島正彦：工事日報を活用した新しい施工プロセス検査及び歩掛り調査方法の開発，日本建設情報総合センター研究助成事業報告書，2016.11.
- 14) Landesmantelvertrag für das schweizerische Bauhauptgewerbe 2019-2022 (Stand: 1. Mai 2019 ) <<https://www.svk-bau.ch/landesmantelvertrag/lmv-2019-2022>> (最終閲覧日：2021.1.1)
- 15) Wage and Hour Division U.S. Department of Labor : THE DAVIS-BACON ACT PROTECTING WAGE EQUALITY SINCE 1931 <<https://www.dol.gov/agencies/whd/government-contracts/construction/faq/conformance>> (最終閲覧日：2021.1.1)
- 16) 高柳岸夫，有川博：官公庁契約精義 平成 26 年増補改訂版，pp. 787，全国官報販売協同組合，2014.
- 17) 国土交通省大臣官房技術審議官：「土木工事標準歩掛の一部改正」について(国総公第 87 号)，2020.2.17.
- 18) 国土交通省土地・建設産業局長：技能労働者への適切な賃金水準の確保について，国土入企第 50 号，2020.2.14.
- 19) 一般社団法人日本建設業連合会：「労務費見積り尊重宣言」建設技能者賃金の更なる引き上げに向けて，2018.9.18.
- 20) 国土交通省 関東地方整備局企画部，北首都国道事務所：全国初の「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事を試行～圏央道利根川橋下部工事～，記者発表資料，2020.1.8.
- 21) United Nations Statistics Division: National Accounts Estimates of Main Aggregates <<http://data.un.org/Data.aspx?d=SNAAMA&f=grID%3a101%3bcurrID%3aUSD%3bpcFlag%3a1>> (最終閲覧日：2021.1.1)
- 22) United Nations Statistics Division: National Accounts - Analysis of Main Aggregates (AMA) <<https://unstats.un.org/unsd/snaama/Downloads>> (最終閲覧日：2021.2.1)
- 23) Schweizerischer Baumeisterverband: Zahlen und Fakten 2018, pp. 35, 2018.<<http://www.baumeister.ch/de/politik-wirtschaft/publikationen/zahlen-und-fakten>> (最終閲覧日：2021.1.1)
- 24) Bundesamt für Statistik: Rund 7,9 Milliarden Arbeitsstunden im Jahr 2018, pp. 6, 2018. <<https://www.bfs.admin.ch/bfs/de/home/aktuell/neue-veroeffentlichung.en.assetdetail.8508843.html>> (最終閲覧日：2021.1.1)
- 25) Bovey, G. M.: The Swiss Legal System and Research, 2006. <<https://www.nyulawglobal.org/globalex/Switzerland.html>> (最終閲覧日：2021.1.1)
- 26) Landesmantelvertrag für das schweizerische Bauhauptgewerbe 2019-2022 (Stand: 1. Mai 2019 ) <<https://www.svk-bau.ch/landesmantelvertrag/lmv-2019-2022>> (最終閲覧日：2021.1.1)
- 27) 水町勇一郎：詳解労働法，pp. 97，東京大学出版会，2019.
- 28) Die Schweizerische Paritätische Vollzugskommission Bauhauptgewerbe (SVK) <<https://www.svk-bau.ch/de>> (最終閲覧日：2021.1.1)
- 29) Schweizerischer Baumeisterverband: Zahlen und Fakten 2018, pp. 37, 2018. <<http://www.baumeister.ch/de/politik-wirtschaft/publikationen/zahlen-und-fakten>> (最終閲覧日：2021.1.1)
- 30) Schweizerischer Baumeisterverband: Zahlen und Fakten 2018, pp. 35, 2018. <<http://www.baumeister.ch/de/politik-wirtschaft/publikationen/zahlen-und-fakten>> (最終閲覧日：2021.1.1)
- 31) Federal Statistical Office: Full-time job equivalent per sector <<https://www.bfs.admin.ch/bfs/en/home/statistics/industry-services/businesses-employment.assetdetail.16044060.html>> (最終閲覧日：2021.5.5)
- 32) European Commission: Posted workers <<https://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=471>> (最終閲覧日：2021.1.1)
- 33) 関健太郎，堀田昌英，市村靖光，大嶋大輔，常山修治：労働時間規制及び賃金水準の確保に関する米国制度の調査研究，土木学会論文集 F4 (建設マネジメント)，Vol. 74, No. 2, pp. I\_154-I\_163, 2018.
- 34) 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議：発注関係事務の運用に関する指針，2020.
- 35) 水町勇一郎：詳解労働法，pp. 999，東京大学出版会，2019.
- 36) 水町勇一郎：労働法入門新版，pp. 186，岩波新書，2019.
- 37) 参議院：第 196 回国会参議院国土交通委員会会議録第 11 号平成 30 年 5 月 15 日，p.17，2018.
- 38) 国土技術政策総合研究所：工事日報入力システムの試行を希望する建設会社の募集，2020.3.19. <<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/kisya/journal/kisya20200319-5.pdf>> (最終閲覧日：2021.1.1)

(Received September 28, 2020)

(Accepted June 15, 2021)

## SURVEY RESEARCH ON PUBLIC PROCUREMENT SYSTEMS THAT REQUIRE BIDDERS TO COMPLY WITH WORKING CONDITIONS

Kentaro SEKI, Masahide HORITA, Yasumitsu ICHIMURA and Hiroyuki SUZUKI

In the 1990s, academic experts pointed out that the effect of competition limitation played a role in reducing the risk of dumping and suppressing the negative impact on contractors. After the construction industry's declaration to put a stop to cartels, the bidding and contracts system was reformed by orderers, including countermeasures against dumping. However, this has been causing issues because the price determination structure reliant on the estimation standard remains in place. In this research, the authors conducted hearings and literature surveys from the perspective of compliance with working conditions with regard to the public procurement system in Europe and the Americas, conducted a comparison with the Japanese system, and examined the information. The results showed that working hours and payment of wages are appropriately implemented and managed through a system in which the orderer requires the contractor to comply with working conditions, which is intended to ensure a level playing field. As a result of examination, this research made clear the importance of grasping payment of wages and the actual situation of working hours by the orderer.